

第 77 回国連総会

「核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための取組」決議（仮訳）

総会は、

－核兵器のない世界の実現が国際社会の共通の目標であることを再確認し、

－広島と長崎で核兵器が使用されてから 77 年が経過したことを想起し、

－核兵器不拡散条約（NPT）が、国際的な核不拡散体制の礎石であり、核軍縮を追求するための基礎であり、原子力の平和的利用の恩恵を促進する上での重要な要素であることを再確認し、同条約第 6 条の規定を含む全ての面における条約の完全でかつ着実な履行、及び同条約の普遍性の更なる向上への決意を再確認し、

－NPT 締約国が、1995 年運用検討・延長会議の決定及び決議、特に核兵器国による核軍縮に向けた核兵器の全面的廃絶の達成のための明確な約束を含む 2000 年運用検討会議の成果文書並びに 2010 年運用検討会議で採択された結論及び今後の行動に関する勧告を含む全ての既存のコミットメントの有効性を再確認し、上記のコミットメントへの全締約国による完全かつ効果的な履行が同条約の一体性と信頼性にとって不可欠であることを再確認することに留意し、

－2022 年 8 月 1 日から 26 日にかけて開催された第 10 回 NPT 運用検討会議において、成果文書のコンセンサス採択を妨げた一か国の決定に対して遺憾の意を表明する一方で、運用検討プロセスの更なる強化に関する作業部会の設置を含め、次回運用検討サイクルに向けてコンセンサスで採択された決定を前向きに留意し、2026 年 NPT 運用検討会議に向けた検討サイクルにおいて、実践的な方法で核軍縮、不拡散及び原子力の平和的利用を前進させるにあたり有益な基礎となる 2022 年運用検討会議での議論及び最終成果文書案（NPT/CONF. 2020/WP. 77）に立脚して前進することの重要性を強調し、

－急速に悪化しているウクライナ情勢を含む国際安全保障環境の悪化及び冷戦のピーク以降これまでになく核兵器使用の脅威が高まっていることに深い懸念を表明し、高度な核兵器及び新たな種類の運搬手段の開発並びに安全保障政策における核兵器の継続的な役割を含む一部の核兵器国による核戦力の急速な量的拡大と質的改良並びにこれらの活動を取り巻く不均等な透明性の水準に対する非核兵器国の懸念に留意し、

－米露間の新戦略兵器削減条約（新 START）の延長を歓迎し、両国に対し 2026 年の期間満了までに新 START の後継となる枠組みについて誠実な交渉を追求するよう要請し、核軍備競争を防止し、核兵器の最終的な廃絶に向けた道のりの準備に寄与するための効果的な措置について、誠意をもって軍備管理対話を開始し積極的に関与する核兵器国の特別な責任を再確認し、

- － 2022年1月3日の5核兵器国首脳による核戦争の防止と軍拡競争の回避に関する共同声明に含まれるコミットメントの履行に向けた具体的措置を核兵器国が追求する必要性を確認し、核に関する概念、ドクトリン、政策及びリスク低減について意見交換を行うための系統立った取組を継続することに対する核兵器国のコミットメントに留意し、
- － 1994年のウクライナのNPTへの加入に際して認められた安全保証に関する覚書に基づくコミットメントを含め、一方的に又は多国間で非核兵器国に対して供与される安全保証に関連する全ての既存の義務及びコミットメントを全ての核兵器国が完全に遵守することの重要性を再確認し、
- － 1995年NPT運用検討・延長会議における決定及び中東決議並びに2000年及び2010年NPT運用検討会議の最終文書の重要性を認識し、地域の国家間で任意に達成される取決めにに基づき、かつ、1995年中東決議に従って、中東における核兵器及び他のあらゆる大量破壊兵器並びにそれらの運搬手段が存在しない地帯の設置への支持を再確認し、
- － 国際の安定、平和及び安全を促進する態様で、かつ、全ての者にとっての安全保障が損なわれることなく増大するとの原則に基づき、全ての国が核兵器の全面的廃絶に向けて、更なる実践的な取組及び効果的な措置をとることの重要性を強調し、
- － 核兵器が存在する限り核リスクは存続することを認識し、核兵器の全面的廃絶こそが核兵器に関連するあらゆるリスクを取り除く唯一の手段であることを再確認し、リスク低減は核軍縮を代替するものでなく、またその前提条件でもないこと、またこの分野における取組は第6条の義務及び関連する核軍縮に関するコミットメントの履行の前進に貢献し、補完するものであるべきことを再確認し、
- － 核兵器の使用がもたらす壊滅的で非人道的な結末への深い懸念を改めて表明し、この認識が核軍縮に向けた我々のアプローチと取組を支え続けるべきであることを再確認し、これに関し、指導者や若者等の広島及び長崎への訪問を歓迎し、
- － 核兵器禁止条約が2017年7月7日に採択されたことを認識し、同条約が国連事務総長により2017年9月20日に署名のため開放され、2021年1月22日に効力を生じ、2022年6月21日から23日にかけて第1回締約国会合が開催されたことに留意し、
- － 核不拡散のための国際的な体制の更なる強化が国際の平和と安全に不可欠であることを再確認し、無差別にかつNPTに従って、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させることについての全ての締約国の奪い得ない権利、並びに平和的目的での

原子力技術の可能な最大限度までの利用及び交換のための保証措置、原子力安全及び核セキュリティ及びそれらが持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献することの重要性を再確認し、

一女性と男性の平等で完全かつ効果的な参加とリーダーシップを確保すること、並びに核軍縮及び不拡散の意思決定プロセスのあらゆる側面にジェンダーの観点を更に統合することの重要性を再確認し、

一核軍縮の不可逆性を確保し、予測可能性を向上させ、説明責任を強化するための更なる作業が必要であることに留意し、核政策、ドクトリン及び予算に関するいくつかの核兵器国による透明性及び報告措置（この点についての近代化計画に関する情報の公開を含む。）を歓迎し、

- 1 全ての国、特に核兵器国に対し、核兵器の完全な廃絶がなされるまでの間、核兵器が二度と使用されないことを確保するようあらゆる努力を行うこと、また、核戦争を回避することが全ての国の共通の利益であるとの認識に基づき、核兵器の使用に関する扇動的な表現の使用を自制することを要請する。
- 2 核兵器国に対し、核兵器の完全な廃絶がなされるまでの間、核兵器国のそれぞれの声明と整合的な形で、核兵器国による全ての既存の安全保証を尊重し、NPT上の非核兵器国に対して核兵器の使用や使用の威嚇を行わないよう求める。
- 3 全ての国、特に核兵器国に対し、NPT上の義務の履行に関して、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用すること、2010年の行動計画のアクション21に沿って、自国の安全保障を害することなく、核兵器と能力に関する具体的なデータに関する情報を提供すること、また、核政策、ドクトリン及び核リスク低減措置（核兵器又は他の核爆発装置に使用するための核分裂性物質の生産状況を含む。）を含む核軍縮関連の国家施策に関する情報を提供することにより、強化された透明性措置を直ちに追求すること、また、2010年行動計画のアクション20及び21並びに第10回NPT運用検討会議作業文書（WP. 77）のパラ187（35）を有用な参考として考慮し、NPTの履行に関する詳細な報告を頻繁に提供し、これらの報告について議論する機会を提供することを要請する。
- 4 グローバルな核兵器の備蓄の全体的な減少傾向を維持することが、核兵器のない世界に近づく上で不可欠であることを強調し、核兵器国に対し、場所を問わず配備済み及び非配備のあらゆる種類の核兵器を削減及び究極的に廃絶するための更なる取組を単独、二国間、地域的及び多国間の措置を通じたものを含めて行うことを要請する。

- 5 包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）に未だ署名又は批准していない国、特に附属書２に掲げられている残る８か国については、あらゆる便宜を図って、署名及び／又は批准すること、また、ＣＴＢＴの効力発生までの間、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発並びに同条約の趣旨及び目的を失わせることとなるようないかなる行為も差し控え、核兵器の実験的爆発に関するモラトリアムを宣言する又は既存のモラトリアムを維持すること、また、同条約の効力発生に向けた準備作業において、包括的核実験禁止条約機関準備委員会を支援することを要請する。
- 6 軍縮会議に対し、ＣＤ／１２９９及び同文書に含まれるマンデートに従い、核兵器その他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産を禁止する、無差別、多国間で国際的にかつ効果的に検証可能な条約の交渉を即時に開始し、早期妥結に導くことを要請するとともに、核兵器国に対し、核兵器及びその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産に関する自発的モラトリアムを宣言又は維持することを要請する。
- 7 全ての国、特に核兵器国に対し、誤算、誤解、ミスコミュニケーション又は事故により生じる核兵器使用に関するリスクを軽減し、特に核兵器国間及び核兵器国と非核兵器国との間の対話を強化するために必要な効果的なリスク低減措置の更なる特定、探求及び実施を約束すること、効果的な危機の予防及び管理の取決め、メカニズム及び手段を策定させ、実施するためにあらゆる努力を払うこと、並びに相互に又は核兵器を保有する他の国に対して照準を合わせないとの慣行を維持するとともに警戒レベルを可能な限り低く保つことを要請する。
- 8 全ての国に対し、核軍縮を支援するため、また、ＮＰＴ第６条の目的を達成するための効果的な手段として、多国間の軍縮検証と能力構築を発展させるためのイニシアティブへの支援を強化するとともに、この問題に関する核兵器国と非核兵器国との間のパートナーシップの重要性を考慮し、核軍縮検証に関する概念的及び実践的な作業を更に進め、全ての国の幅広い参加を奨励するよう要請する。
- 9 ＮＰＴの一体性と保障措置制度の權威を維持するために、不拡散義務を遵守し、全ての不遵守問題に対処することの重要性を強調する。
- 10 関連する安保理決議に従った北朝鮮の全ての核兵器及び既存の核計画並びにその他全ての既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄の実現へのコミットメント並びに全ての関連する安保理決議の完全な履行についての全ての加盟国の義務を再確認し、核兵器の使用の敷居を引き下げる核政策に関する改正された法律についての２０２２年９月９日の北朝鮮による発表に深刻な懸念をもって留意し、北朝鮮に対し、ＮＰＴ及びＩＡＥＡ保障措置の完全な遵守への早期復帰を求める。

1 1 全ての国に対し、核兵器のない世界の実現を支援するNPTの目標を前進させるための有効かつ効果的な手段である核軍縮・不拡散教育に関する取組、特に対話プラットフォーム、メンタリング、インターンシップ、フェローシップ、奨学金、モデルイベントやユースグループの活動等を通じた若い世代が積極的に関与できる取組を促進すること、また、指導者、若者その他の人々による、自らの経験を将来の世代に引き継ぐ被爆者（核兵器の使用によって苦しんできた人々）を含むコミュニティや人々への訪問及びかかるコミュニティや人々との交流等を通じて、核兵器使用の実相に対する理解を向上させることを要請し、P5の学術者の若手専門家ネットワーク、「The Youth4Disarmament Initiative」、「軍縮教育：学習のためのリソース」及び「核兵器のない世界のためのユース非核リーダー基金」の発表を含む、この点に関する具体的な措置を歓迎する。

1 2 第78会期の暫定議題案に、議題「全面的かつ完全な軍縮」下の小項目「核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための取組」を含めることを決定する。